



発行 東京都

目次

告示

○生活保護法による介護機関の指定……………

……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………一

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二

告示 (公)

○警備員等の検定の実施 (二件)……………四

○警備員等の検定合格者審査の実施 (九件)……………五

○警備員指導教育責任者講習の実施 (二件)……………三

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………

……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………七

○都市計画の図書の縦覧……………

……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………七

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………七

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………八

○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)……………九

告示

●東京都告示第百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月二十四日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340553735	永井 由香	東京都清瀬市元町1-4-26-607	おとわ薬局	東京都文京区音羽1-14-8 ハイソ音羽102号室	居宅療養管理指導	令和4年10月1日
1340553735	永井 由香	東京都清瀬市元町1-4-26-607	おとわ薬局	東京都文京区音羽1-14-8 ハイソ音羽102号室	介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1343852050	有限会社ワイケイアール	東京都小金井市貫井南町5-6-10	内坪薬局	東京都府中市緑町2-17-8 カサアカシア101号	居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1343852050	有限会社ワイケイアール	東京都小金井市貫井南町5-6-10	内坪薬局	東京都府中市緑町2-17-8 カサアカシア101号	介護予防居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1311171073	医療法人社団メドビュー	東京都大田区千鳥2-39-10	医療法人社団メドビュー 東京ちどり病院	東京都大田区千鳥2-39-10	通所リハビリテーション	令和4年10月1日
1311171073	医療法人社団メドビュー	東京都大田区千鳥2-39-10	医療法人社団メドビュー 東京ちどり病院	東京都大田区千鳥2-39-10	介護予防通所リハビリテーション	令和4年10月1日
1310814913	社会福祉法人あそか会	東京都江東区住吉1-18-15	社会福祉法人あそか会 あそか病院	東京都江東区住吉1-18-1	通所リハビリテーション	令和4年10月1日
1310814913	社会福祉法人あそか会	東京都江東区住吉1-18-15	社会福祉法人あそか会 あそか病院	東京都江東区住吉1-18-1	介護予防通所リハビリテーション	令和4年10月1日
1340955153	株式会社ティーズプランニング	東京都港区芝3-15-5 ジョイヴィレッジ芝公園ビル2階	不動前グリーンファーマシー薬局	東京都品川区西五反田5-9-6 矢崎ビル1階	居宅療養管理指導	令和5年1月1日
1340955153	株式会社ティーズプランニング	東京都港区芝3-15-5 ジョイヴィレッジ芝公園ビル2階	不動前グリーンファーマシー薬局	東京都品川区西五反田5-9-6 矢崎ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年12月1日
1300300066	小笠原村	東京都小笠原村父島字西町	小笠原村地域包括支援センター	東京都小笠原村父島字西町	介護予防支援	令和4年10月1日

●東京都告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 大島公園

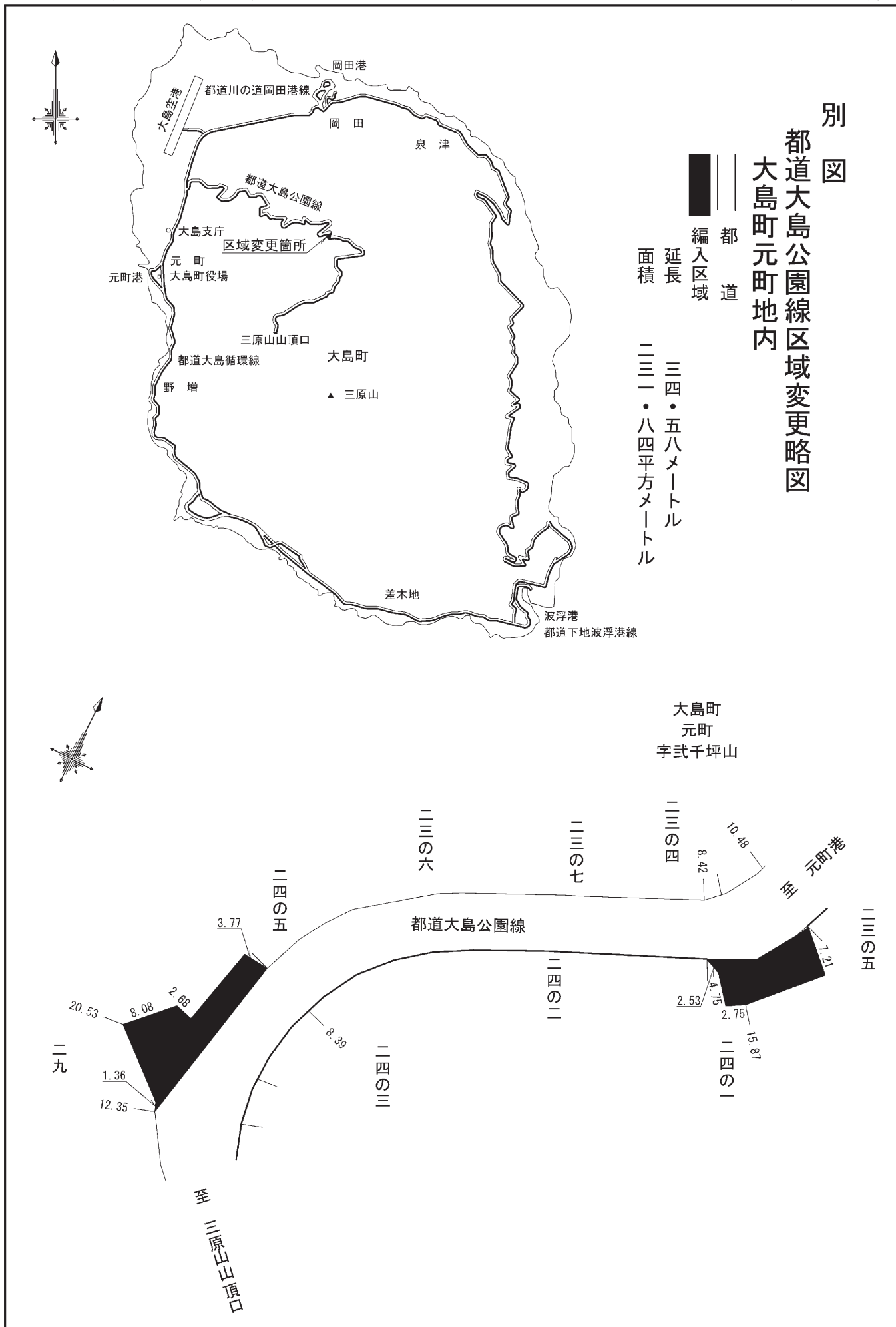
二 変更の区間 大島町元町字式千坪山二十九番地先から同所二十三番五地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道大島公園線区域変更略図
大島町元町地内

都道
編入区域
延長 三四・五八メートル
面積 二三一・八四平方メートル



招 来 (公)

●東京都公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和5年5月27日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和5年7月1日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和5年4月10日（月曜日）及び同月11日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和5年4月19日（水曜日）から同月21日（金曜日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 13,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第66号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和5年5月27日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和5年7月1日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

<p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和5年4月12日(水曜日)及び同月13日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和5年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>	<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第67号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則</p>	<p>第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>
--	---	--

<p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和5年4月24日（月曜日）から同月26日（水曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書</p>	<p>面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p>	<p>午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続</p>
	<p>●東京都公安委員会告示第68号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日（土曜日）</p>	

<p>(1) 受付期間 令和5年4月24日(月曜日)から同月26日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな</p>	<p>い。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第69号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者</p>	<p>規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和5年4月24日(月曜日)から同月26日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を</p>
---	---	--

<p>管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地进行する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第70号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号） 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年</p>	<p>国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p> <p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日（土曜日） 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領</p>	<p>申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和5年4月24日（月曜日）から同月26日（水曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地进行する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に</p>
--	---	--

<p>氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>ワ) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のウ及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第71号 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p>	<p>記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日 (月曜日) 及び同月18日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和5年4月24日 (月曜日) から同月26日 (水曜日) までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面</p> <p>ワ) 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>
---	---	--

<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日 (月曜日) 及び同月18日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和5年4月24日 (月曜日) から同月26日 (水曜日) までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次</p>	<p>のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」という。) の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉</p> <p>ウ 旧合格証の写し</p> <p>エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書面</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地在を陳明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第72号</p> <p>警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日 (土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級</p>		

●東京都公安委員会告示第73号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）
附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判
定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 審査の実施期日及び時間

令和5年5月27日（土曜日）

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試
験場

3 審査の実施種別

規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備
業務に係る2級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定
に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以
下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する核
燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、
同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るも
のに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和5年4月17日（月曜日）及び同月18日（火曜
日）の2日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和5年4月24日（月曜日）から同月26日（水曜
日）までの3日間
午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、
横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に
氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを陳明する次の書
面

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を陳明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在
明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を陳明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のイ及びイに該当する者はいずれか
を、前(2)のウに該当する者は陳明する書面を要しな
い。

(4) 審査手数料 4,700円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第74号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）
附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則
第6条の規定に基づき検定合格者審査において、規則附則
第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判
定する審査（以下「審査」という。）を実施するので、規
則附則第9条の規定により次のとおり告示する。

<p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日(月曜日)及び同月18日(火曜日)の2日間</p>	<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和5年4月24日(月曜日)から同月26日(水曜日)までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在</p>	<p>明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第75号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第9条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 審査の実施期日及び時間 令和5年5月27日(土曜日) 午前8時30分から午後0時30分まで</p> <p>2 審査の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p>
---	---	---

<p>試験場</p> <p>3 審査の実施種別 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査</p> <p>4 審査対象者 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であつて、同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格した者</p> <p>5 審査予定人員 30名</p> <p>6 申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 申請申出の受付期間 令和5年4月17日（月曜日）及び同月18日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 令和5年4月24日（月曜日）から同月26日（水曜日）までの3日間</p>	<p>(2) 受付場所 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた東京都内の警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 旧合格証の写し エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 （ア）前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 （イ）前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 審査手数料 4,700円</p> <p>8 問合せ先</p>	<p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第76号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を実施するに於ける講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和5年2月24日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年5月10日（水曜日）から同月18日（木曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 110名</p>
---	--	--

<p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p>	<p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和5年4月4日（火曜日）及び同月5日（水曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>エ 申込手続</p> <p>ウ 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年4月19日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ウ) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書</p>	<p>面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>
--	---	--

<p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年4月27日(木曜日)及び同月28日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第77号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び</p>	<p>機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和5年2月24日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和5年5月30日(火曜日)から同年6月1日(木曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 110名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)</p>	<p>交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p>
--	---	---

<p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申出の要領 受講申出を必ず行うこと。 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和5年5月1日(月曜日)及び同月2日(火曜 日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち90名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和5年5月17日(水曜 日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 責任者講習修了証明書の写し 1通</p>	<p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次 の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従 事していたことを証明する警備業者が作成する書 面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び 履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合 格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務 従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の 合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと</p>	<p>についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>エ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに 該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明す る住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居 地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業 所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、い ずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和5年5月24日(水曜日)及び同月25日(木曜 日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>
--	--	--

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人がんサポートコミュニティ

二 代表者の氏名

渥美 隆之

三 主たる事務所の所在地

港区虎ノ門三丁目十番四号 虎ノ門ガーデン二一四号室

四 更新された認定の有効期間

令和四年九月一日から令和九年八月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク

二 代表者の氏名

松井 秀文

三 主たる事務所の所在地

豊島区西池袋二丁目二十一番八号 目白櫛マンション

二〇四号室

四 更新された認定の有効期間

令和四年十月十六日から令和九年十月十五日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類

都市計画の種類の決定の告示

東京都市計画第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

区計画 十六号

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

十六号

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

東葛西八丁目地区地区計画

名 取 仲 明

許可を受けた者の住所及び氏名

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

国立市西二丁目三十番三、同番百八及び同番百九

江東区亀戸一丁目三十九番五号

サンウエストホーム株式会社

代表取締役 西野入 茂

東京都多摩建築指導事務所長

令和五年二月二十四日

完了した。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 仲 明

許可を受けた者の住所及び氏名

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

国立市西二丁目三十番三、同番百八及び同番百九

江東区亀戸一丁目三十九番五号

サンウエストホーム株式会社

代表取締役 西野入 茂

東京都多摩建築指導事務所長

令和五年二月二十四日

完了した。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

東大和市芋窪六丁目千七十九番一及び千八十番一の各一部 (第二工区)
 西東京市東伏見三丁目六番十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

国分寺市西恋ヶ窪一丁目十八番六及び同番六地先
 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
 野村不動産株式会社
 代表取締役 松尾 大作

国分寺市西恋ヶ窪一丁目十八番七及び同番八
 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
 野村不動産株式会社
 代表取締役 松尾 大作

羽村市羽西一丁目千六百二十七番三、同番五、同番二十、同番二十一、同番二十五、同番三十一、同番三十二及び同番三十五
 福生市加美平二丁目十四番一
 株式会社山一建設
 代表取締役 山野井 優

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和五年二月二十四日
 東京都水道局長 古 谷 ひろみ
 指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日
 一〇五三 S e n s 木下 陽子 埼玉県所沢市大字荒幡 令和五年二月二十三日
 二 i a 市大字荒幡 令和五年二月二十三日
 三 一〇五三 M I 水工 宮平 秀樹 板橋区蓮根 同日
 〇七号 二丁目三十番十六一 〇七号

一〇五三 木村工務 熊木 淳一 墨田区錦糸 同日
 四 店 四丁目十番六号

一〇五三 タイアツ 嘉山 勝利 神奈川県川崎市幸区中幸町三丁目二十六番地 同日
 五 プ 二十四クレ

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について
 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。
 令和五年二月二十四日
 東京都水道局長 古 谷 ひろみ

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日
 八四八三 株式会社 有賀 勝則 世田谷区赤堤一丁目二丁目十二番十四号 令和三年六月三十日
 有賀住設

八三三五 有限会社 エスケイ 伊藤 敏訓 山梨県甲府市高畑一丁目二番五号 令和四年八月二十日
 株式会社 サージュ 山口 満 北区滝野川七丁目十八番一 令和四年一月一日

五六七一 有限会社 谷口 二三 板橋区大和町十六番五 令和四年二月二十二日
 谷郷設備 夫 一六〇二号

八四五四 株式会社 川村 淳 千葉県野田市桜の里三丁目二十五番地の十二 同日
 川村設備

八六四七 ヒラタ工 秋元 陽子 北区中里一丁目二十四番五号 同日
 業株式会社

八〇一七 アルファ テック 安部 幸代 神奈川県相模原市南区磯部四千七百九十二番地十一 同日
 テック

八二〇二 協和コーポレーション株式会社 岡部 昭人 杉並区上井草三丁目四番二十三号 同日
 ポレーシ

八六〇二 電水興業 栗本 昂俊 大田区池上六丁目九番七号一〇三番四号 同日
 電水興業

七七八三 有限会社 吉田 喜重 大島町元町二丁目十八番四号 令和五年一月五日
 吉田設備

八〇九〇 株式会社 芳賀 隆浩 神奈川県綾瀬市深谷中七丁目二十三番十九号 同日
 株式会社 芳賀建設

八二九二 有限会社 ベターラ イフ 松本 憲彦 神奈川県藤沢市石川二丁目十一番五号 同日
 有限会社

八六九〇 株式会社 飯沼 富郎 埼玉県上尾市弁財二丁目 同日
 株式会社 光進設備

八四二九	株式会社 ダイタツ社	鈴木 勇	江戸川区瑞江三丁目四十五番五号	同日	八四二九	株式会社 ダイタツ社	鈴木 勇	江戸川区瑞江三丁目四十五番五号	同日
八四三二	有限会社 技建工房	寺田 隆宏	千葉県印旛郡酒々井町尾上八百八番地	同日	八四三二	有限会社 技建工房	寺田 隆宏	千葉県印旛郡酒々井町尾上八百八番地	同日
四六〇四	尾藤設備興業	尾藤 日龍	杉並区上高井戸二丁目二番四十二号	同日	四六〇四	尾藤設備興業	尾藤 日龍	杉並区上高井戸二丁目二番四十二号	同日
七八三四	鹿嶋水道興業	鹿嶋 賢治	渋谷区恵比寿三丁目三番十一号	同日	七八三四	鹿嶋水道興業	鹿嶋 賢治	渋谷区恵比寿三丁目三番十一号	同日
八〇二〇	株式会社 フロンテ イアエン ジニアリ ング	三村 昭二	江東区佐賀一丁目十番八号第五小崎ビル一〇三	同日	八〇二〇	株式会社 フロンテ イアエン ジニアリ ング	三村 昭二	江東区佐賀一丁目十番八号第五小崎ビル一〇三	同日
八五二〇	有限会社 田中設備 工業	田中 繁雄	神奈川県厚木市下川入千三百六十六番地一	同日	八五二〇	有限会社 田中設備 工業	田中 繁雄	神奈川県厚木市下川入千三百六十六番地一	同日
八一八二	株式会社 イチボウ	古木 庸雄	品川区西五反田一丁目二十九番一	同日	八一八二	株式会社 イチボウ	古木 庸雄	品川区西五反田一丁目二十九番一	同日
七五八〇	株式会社 アドバン ス	井上 幸雄	大阪府堺市中区土塔町三千四百一六番地	同日	七五八〇	株式会社 アドバン ス	井上 幸雄	大阪府堺市中区土塔町三千四百一六番地	同日
八四五九	積水アク アシステ ム株式会 社	西村 章	大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番三十号	同日	八四五九	積水アク アシステ ム株式会 社	西村 章	大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番三十号	同日
八三六八	木村工務 店	木村フミ子	墨田区錦糸四丁目十番六号	同日	八三六八	木村工務 店	木村フミ子	墨田区錦糸四丁目十番六号	同日
八七四〇	株式会社 創栄	坂本 勝浩	埼玉県川口市大字安行藤八三百三十九番地小櫃ビル	同日	八七四〇	株式会社 創栄	坂本 勝浩	埼玉県川口市大字安行藤八三百三十九番地小櫃ビル	同日
<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について</p> <p>水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。</p> <p>令和五年二月二十四日</p> <p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p>									
指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日	指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
八七三六	株式会社 ウダガワ 設備	宇田川勝彦	千葉県市川市妙典三丁目七番十八号	令和四年十二月三十一日	八七三六	株式会社 ウダガワ 設備	宇田川勝彦	千葉県市川市妙典三丁目七番十八号	令和四年十二月三十一日
八五三二	株式会社 永田工業 所	永田 章	山梨県甲府市千塚五丁目十番二号	令和五年一月十日	八五三二	株式会社 永田工業 所	永田 章	山梨県甲府市千塚五丁目十番二号	令和五年一月十日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、FSCのマークが
付いたリサイクル紙です。